

自主防災組織活性化事業費補助金について

坂井市総務部危機管理対策課

1. 補助金の概要

- (1) 補助事業者 市に登録されている自主防災組織
- (2) 対象経費 ①自主防災組織の活動及び防災資機材の購入に係る経費
②感震ブレーカーの導入に係る経費
- (3) 補助率 補助対象経費の2分の1
(100円未満の端数切捨)
ただし、一部資機材については補助限度額あり

別表 「補助対象一覧」 参照

(4) 補助限度額

- ①自主防災組織の活動及び防災資機材の購入に係る経費：15万円
ただし、「活動に係る経費」については、うち2万円を限度とします。また、原則、「活動に係る経費」及び「防災資機材の購入に係る経費」、**それぞれ年度に1回のみ**の申請とします。
- ②感震ブレーカーの導入に係る経費：20万円
ただし、感震ブレーカー1台当たり2万円を限度とし、**年度に1回のみ**の申請とします。

2. 申請における留意事項

- (1) 申請者 申請者は自主防災組織の長となります。区名での申請は受領できません。また、代表者や役員に変更がある場合は、併せて自主防災組織変更届を提出してください。
- (2) 事業時期 資機材の購入、設置をする日の**14日前まで**に申請をお願いします。事後の申請については補助金を交付できませんのでご注意ください。
- (3) 申請内容
- ①黒ボールペン、黒インクで記入してください。消えるボールペン、鉛筆等で記入した申請書等は受理できません。
- ②記入に誤りがあった場合は、二重線を引き、余白に正しい内容を記入し、訂正印（申請者欄と同一のもの）を押してください。修正液、修正テープ、砂消しゴム等で修正された申請書等は受理できません。
- ③実績報告書に添付する写真は、事業完了後のカラー写真をお願いします。
- ④実績報告書に添付する領収書（5万円以上）には収入印紙200円が必要です。
- ⑤自主防災組織の活動に係る経費の補助を受ける場合には、交付申請時に事業実施計画書及び収支予算書、実績報告時に事業実施報告書、事業の成果が確認できる書類、収支決算報告書の提出が必要です。
- ⑥交付決定後に事業費に変更が生じる場合には、危機管理対策課または各支所までご連絡ください。
- ⑦各申請手続きは、各支所でも行えます。
- ⑧その他不明な点は、危機管理対策課又は各支所までお問合せください。
- ⑨年度につき各メニュー1回の申請となるようお願いします。各自主防災組織にて、その年度の活動・資機材等整備計画を立てた上で申請をお願いします。

別表「補助対象一覧」

(1) 自主防災組織の活動に係る対象経費

区 分	補助対象活動経費
ア 防災訓練に係る経費	消耗品、燃料、材料、お茶代等(※弁当・アルコール類などは対象外)
イ 防災意識の啓発に係る経費	防災マップ・パンフレット等の作成費または購入費、防災に係る看板・避難路案内標識等の作成・設置費、防災研修会等の資料印刷費、講師謝礼等
ウ 防災士資格取得に係る経費	防災士資格取得費用のうち、自己負担分(手数料等は除く)
エ その他市長が必要と認める活動費用	

●活動経費の補助に関する留意事項

※「ア 防災訓練に係る経費」について

- ・防災訓練を実施しなかった場合には、補助対象外になります。
- ・消耗品の例・・・訓練実施の案内文書のコピー用紙
 訓練参加者に配布する防災啓発品
- ・燃料の例・・・訓練で使用する発電機の燃料
- ・材料の例・・・訓練で実施する炊き出しの材料（持ち帰り用非常食も補助対象とする）

※「ウ 防災士資格取得に係る経費」について

- ・資格試験受験料3,000円と資格認証登録料5,000円が補助対象です。
 (例年、試験は9～10月に2回実施、合格者は2月に登録)
- ・初回のみ補助対象、翌年度以降の再受験料等は補助対象外です。

(2) 防災資機材の購入に係る対象経費

区 分	補助対象防災資機材
ア 情報連絡用資機材	携帯用ラジオ、ハンドマイク、携帯用無線通信機（トランシーバー）、サイレン
イ 消火用資機材	可搬式動力ポンプ、屋外設置用消火器、屋外ホース格納箱、消防ホース、消火栓用管鎗、地下式ハンドル、格納器具、ヘルメット、防火衣、バケツ
ウ 救出救助用資機材	エンジンカッター、チェンブロック、チェーンソー、油圧ジャッキ、担架、はしご、スコップ、のこぎり、つるはし、掛矢、ハンマー、斧、なた、バール、救助用具セット、ロープ、一輪車、ゴムボート、土のう袋
エ 給食給水用資機材	給水タンク、給水ポンプ、緊急用ろ水装置、炊飯装置一式、釜、鍋、ガスコンロ
オ 避難用資機材	リヤカー、発電機、投光器、強力ライト（懐中電灯）、コードリール、誘導旗、腕章、ゼッケン、簡易トイレ、避難誘導等看板、
カ 防災用資機材の格納庫	防災（備蓄）倉庫、簡易収納庫等
キ 救護用資機材	テント、毛布、アルミシート、車椅子、防水シート、AED、簡易ベッド、蓄電器（ポータブル電源）、石油ストーブ
ク その他市長が必要と認める資機材	

※消防ホース等については、下記のとおり補助限度額あり（下記以外個別の補助限度額なし）

仕様（1基当たり）	補助率	補助限度額（限度事業費）
消防ホース格納箱	1/2	19,000円（38,000円）
消防ホース	1/2	14,000円（28,000円）
管鎗（筒先）	1/2	7,000円（14,000円）
テント	1/2	90,000円（180,000円）
消火器	1/2	3,000円（6,000円）

※上記資機材に係る「取付費、諸経費、工事費、材料費等」は対象となりますが、「撤去、修繕、処分、メンテナンス費、区民への謝礼（手間代）等」は補助対象外です。

※トイレットペーパー、ウェットティッシュなどの消耗品、備蓄食糧、並びに各戸に配布するような啓発品（小型ライト等）は補助対象外です。

※消火器について、区民館等の施設内や各戸に配布するような屋内用消火器は補助対象外です。

※材料を購入して自らホース格納庫等を作成する場合には、通常とは別に資料が必要となる場合があります。必ず事前に危機管理対策課にご相談ください。（※区民への謝礼・手間代等は対象となりません。）

※格納庫について、基礎工事（アンカー工事を含む）の伴うものは対象外です。

※整備した資機材については、消火用資機材など、利用の目的が明確な場合は除き、自主防災組織が一括して保管、管理をお願いします。

（3）感震ブレーカー導入に係る対象経費

感震ブレーカーの購入費及び感震ブレーカーの設置費を対象とする。

（※坂井市内に住所を有している居住宅であること）

感震ブレーカー等は、地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気供給を自動的に遮断させる機器です。電気工事を要するものや簡単に取り付けることができるものなど種類が様々あり、状況によって使い分けることが可能です。

区 分	種類	特徴
分電盤タイプ	内蔵型	電気工事が必要 分電盤センサーが内蔵されており、揺れを感知した際、電気供給を遮断する
	後付型	電気工事が必要 分電盤に感震機能を外付けすることができ、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置が可能
分電盤タイプ以外	コンセントタイプ	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電気供給のみを遮断する
	簡易タイプ	バネ式やおもり玉式等があり、おもりが落下したり振り子が作動することで、重力やバネの力でブレーカーを遮断する補助器具
その他	その他	感震ブレーカー機能として適当と認められるもの

●感震ブレーカー導入経費の補助に関する留意事項

- ・ 住宅の居住者・所有者（借家の場合）等に感震ブレーカー設置について同意を得ていることとします。
- ・ 周囲の家屋からの出火による延焼火災を防ぐため、地域一体となって取り組む必要があることから、原則、地域全世帯への導入が条件となります。
- ・ 店舗兼住宅の場合、自宅分についてのみ対象となります。
- ・ アパートやマンション等の共同住宅については、それらの居住者が自主防災組織員となっている場合には対象となります
- ・ 区民館など地域の避難場所となりうる場所は対象となります